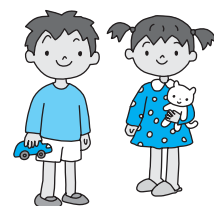


母子家庭の方へ

児童扶養手当の制度案内



児童扶養手当とは、母子家庭の生活の安定を図り、自立を促進するための制度です。

手当を受けることができる方は、次の受給資格要件にあてはまる児童（18歳に到達する日以後の最初の3月31日まで）を監護している母、または母に代わって養育している方となります。

〈受給資格要件〉

- 父母が婚姻を解消した児童
 - 父が死亡した児童
 - 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童
 - 父の生死が明らかでない児童
 - 父から1年以上遺棄されている児童
 - 父が1年以上拘禁されている児童
 - 母が婚姻しないで生まれた児童
 - 父・母ともに不明である児童
- ※ただし、次のいずれかにあてはまる場合は、手当を受けられませんので、ご注意ください。
- 公的年金の給付が受けられる場合

別表1 平成17年度所得制限限度額（平成17年8月1日以降）

扶養親族等の数	母または養育者		配偶者 扶養義務者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	57万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	95万円未満	268万円未満	312万円未満
3人	133万円未満	306万円未満	350万円未満
4人	171万円未満	344万円未満	388万円未満

○ 母に事実上の婚姻関係（内縁関係）がある場合
 ○ 児童が児童福祉施設や里親に預けられた場合

〈支給額〉

母親や養育者、同居の扶養義務者の所得により支給額が決定します。（母および児童が受け取る養育費の8割が所得として取り扱われます。）
 また、所得が限度額以上ある場合は、その年度（8月分から翌年7月分まで）は、手当の全部、または一部が支給停止になります。（別表1参照）

特別児童扶養手当の制度案内

支給額は、別表2のとおりとなります。一部支給の場合、支給額は所得に応じて10円単位で設定されます。3人目から児童ひとり増すごとに3,000円が加算されます。
 ※扶養親族の数と児童数は一致しないこともあります。

別表2 支給額（月額）

児童数	支給額	
	全額支給	一部支給
1人	41,880円	41,870～9,880円
2人	46,880円	46,870～14,880円
3人	49,880円	49,870～17,880円
4人	以降、児童1人増すごとに、3,000円加算	

特別児童扶養手当とは、知的障害または身体障害等の状態（政令で定める程度以上）にある20歳未満の児童に対する、児童福祉の増進を図るための制度です。

〈受給資格要件〉

- 知的障害もしくは身体障害（中程度以上）の状態にある児童を監護している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方が対象となります。
- ※ただし、次のいずれかにあてはまる場合は、手当を受けられませんので、ご注意ください。
- 児童が児童福祉施設などに入所している場合
- 児童が障害を理由とする公的年金を受けることができる場合

〈支給額〉

- 重度障害児の場合
1人につき月額50,900円
 - 中度障害者の場合
1人につき月額33,900円
- また、所得が限度額以上ある場合は、その年度（8月分から翌年7月分まで）は、手当の支給が停止されます。（別表3参照）

所得状況届の提出

所得状況届は、前年の所得の額によって、その年の8月から翌年の7月までの手当を支給するかどうかを審査するため、年1回提出していただくものです。届出期間（8月11日～9月9日まで）を過ぎると手当の支給が遅れる場合がありますので、ご注意ください。また、未提出のまま2年間経過すると、「手当を受ける権利」がなくなります。また、前年に所得制限額を超えたため、手当が支給停止されていた方も必ず提出してください。

別表3 平成17年度所得制限限度額（平成17年8月1日以降）

扶養親族等の数	請求者	配偶者及び扶養義務者	備考
0人	4,596,000円未満	6,287,000円未満	以下、本人の場合1人増すごとに380,000円、配偶者等は1人増すごとに213,000円加算。
1人	4,976,000円未満	6,536,000円未満	
2人	5,356,000円未満	6,749,000円未満	
3人	5,736,000円未満	6,962,000円未満	
4人	6,116,000円未満	7,175,000円未満	

◎問い合わせ

子育て介護課 内線306